

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	・・・ 2
一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	・・・ 4

平成25年11月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成25年11月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社太栄観光バス 代表者内田太三郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県比企郡嵐山町吉田718-1 (本社営業所) 埼玉県比企郡嵐山町吉田718-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 115日 車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成24年9月14日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法(以下「運送法」)第20条)、(2)運行管理者の選任届出違反(運送法第23条第3項)、(3)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(4)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条)、(5)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(7)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 12点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成25年11月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成25年11月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	三造興産株式会社 代表者藤原文雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県市原市八幡海岸通1 (本社営業所) 千葉県市原市八幡海岸通1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成25年9月26日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈平成25年10月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20131018	株式会社身延タクシー 代表者佐藤 義恵	山梨県南巨摩郡 身延町梅平 2483-113	本社営業所	山梨県南巨摩郡 身延町梅平 2483-113	文書警告	道路運送法第27条第1項	平成25年7月25日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20131025	金港交通株式会社 代表者西村 和夫	神奈川県横浜市磯子区上町11-3	港北ニュータウン営業所	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央11-6	文書警告	道路運送法第27条第1項	平成25年7月29日及び平成25年8月22日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20131029	松岡継輔	東京都練馬区	個人	東京都練馬区	文書警告	道路運送法第27条第1項、道路運送車両法第48条	平成25年3月21日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務距離の最高限度違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第22条第1項)、(2)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条第3項)、(3)定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)	0	0
20131030	山梨貸切自動車株式会社 代表者平井 武彦	山梨県甲府市中央4-3-22	旭日丘営業所	山梨県南都留郡山中湖村平野向切詰506-296	文書警告	道路運送法第27条第1項	平成25年7月19日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20131030	有限会社御勅使タクシー 代表者渡辺 君江	山梨県南アルプス市有野2723-58	本社営業所	山梨県南アルプス市有野3467	文書警告	道路運送法第27条第1項	平成25年8月5日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)